

令和2年3月23日
京都市上下水道局
総務部契約会計課

令和2年度入札・契約制度改正及び運用の見直し等について

1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

本市における近年の実態等を踏まえ、ダンピング受注防止対策の更なる強化を図るため、工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格における上限枠を9.2%から9.4%に引き上げます（詳細は参考2のとおり）。

2 契約約款の改正

公共工事標準請負契約約款の改正等を踏まえ、「著しく短い工期の禁止」規定を追加するなど、本市の工事請負契約書等の所要の改正を行います。

3 設計図書に対する質疑の見直し

回答公表後における事業者の検討期間を確保するため、予定価格4億円以上の工事については、原則として、公告から入札初日の前日までの期間を20日間とし、質問締切日を「入札初日の12開庁日前」に、回答公表日を「入札初日の7開庁日前」にします。

4 試行の本則化

これまでの試行結果を踏まえ、低入札価格調査制度における失格基準価格の設定（低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額）について本則化を行います。

なお、総合評価方式におけるランダム係数の適用除外は、引き続き、試行と位置付けます。

5 低入札価格調査における入札の取扱いの見直し

円滑な入札執行を促進するため、調査基準価格を下回る価格で入札した事業者が提出する調査関係資料の提出期限を「開札日の翌日から起算して2開庁日目の午後5時」から同日の午後3時に変更し、併せて調査基準価格以上の価格で入札した事業者（予定価格を超過した事業者を含む）も入札辞退届を認めることとします。

6 事業者登録・更新時に求める建設業許可証明書の見直し

令和2年度から建設業許可証明書の請求が原則として更新申請ごとに1回1枚に限定されることから、事業者登録・更新時に求める同証明書の写しについて、「受付時に有効」なものに見直します（これまででは「発行時期が受付期間の初日から3箇月以内」に限定）。

7 実施時期

上記1～5は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記6は、令和2年10月1日の事業者補充登録から実施します。

参考1 舗装種目における競争入札参加要件の変更について

令和元年9月にお知らせしたとおり、近年の登録業者数の急増などを踏まえ、令和2年4月1日以降に競争入札参加資格を有することとなる事業者については、有資格者（本市内に本店を有する者）として登録されている期間を3年以上に延長します。

参考2 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ（詳細）

	改正前	改正後
常緒工事以外の工事	<p>【範囲】 予定価格の75%～92%</p> <p>【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額 </p>	<p>【範囲】 予定価格の75%～94%</p> <p>【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額 </p> 
常緒工事	<p>【範囲】 予定価格の75%～92%</p> <p>【算定基準】 ①{直接工事費-(直接工事費の10%)}の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+(直接工事費の10%)}の90% ④一般管理費の55% } 合計額 </p>	<p>【範囲】 予定価格の75%～94%</p> <p>【算定基準】 ①{直接工事費-(直接工事費の10%)}の97% ②共通仮設費の90% ③{現場管理費+(直接工事費の10%)}の90% ④一般管理費の55% } 合計額 </p> 

- ※ 上記算定基準による合計にランダム係数を乗じて得た額に100分の110を乗じて算出
- ※ 測量、土木設計など、工事関連の業務委託は、変更なし

参考3 SDGsをはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取組（試行）

令和元年11月にお知らせしたとおり、企業行動の重要性を啓発することを目的として、令和2年4月から、「予定価格4億円以上の工事請負」及び「予定価格8千万円以上の物品等調達」の受注者を対象に、契約後2箇月以内に「取り組みに努める」旨の文書の提出を求めます。